

議案第 2 号

君津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するとともに、法に基づく個人番号の利用に関する条例であることを明確にするため、君津市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年君津市条例第 4 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

君津市個人番号の利用に関する条例（平成27年君津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「、利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同表5の項を削る。

別表第2中「第4条」を「第4条第1項、第2項」に改め、同表6の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。